

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿		
個人情報ファイルの名称	上下水道使用者管理ファイル（太子水道事業）	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道事業部南河内地域水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道の使用開始・中止、水道の用途や使用量、水道料金・下水道使用料の徴収、水道メーターの取替等の状況を管理し、営業業務に利用するため	
記録項目	1. 使用者番号、2. 水道番号、3. 利用状態、4. 受付状態、5. 用途、6. 親子区分、7. 上下区分、8. 水栓情報（給水先住所・使用者名・電話番号）、9. メーター情報、10. 納付区分、11. 口座情報、12. 開栓日、13. 未収情報、14. 検針情報、15. 請求先：送付先（住所・電話番号・宛名）、16. 集合番号、17. 名寄番号、18. 申込者名、19. 下水情報、20. 申込者電話番号、21. 契約者との続柄、22. 旧使用者名、23. 閉栓日、24. 閉栓理由、25. 調定情報、26. 納期限、27. 合計金額、28. 使用期間、29. 水道使用量、30. 水道料金、31. 下水道使用量、32. 下水道使用料	
記録範囲	給水契約者（かつて給水契約者だったものを含む。）	
記録情報の収集方法	開閉栓又は名義変更の届出を通して収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁（下水道使用料徴収事務を受託した市町村に限る。）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団危機管理課	
	（所在地）〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団水道事業部南河内地域水道センター	
	（所在地）〒583-0995 大阪府南河内郡太子町太子353番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル	
	☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	—	

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿		
個人情報ファイルの名称	水道管路管理ファイル（太子水道事業）	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道事業部南河内地域水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	水道管の布設状況を管理し、水道整備工事や地下埋設調査に利用するため	
記録項目	1. 水栓検索（水栓番号、使用者名、住所）、2. 給水装置一覧（水栓番号、メータ番号、使用者氏名、設置住所）	
記録範囲	給水契約者（かつて給水契約者だったものを含む）	
記録情報の収集方法	開閉栓又は名義変更の届出を通して収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団危機管理課	
	（所在地）〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団水道事業部南河内地域水道センター	
	（所在地）〒583-0995 大阪府南河内郡太子町太子353番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	－	

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿		
個人情報ファイルの名称	口座振替依頼書兼停止届管理ファイル（太子水道事業）	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道事業部南河内地域水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道料金を納付書払いから口座振替の方法に変更又は停止するために提出のあった口座振替依頼書兼停止届を保管するため	
記録項目	1. 届出日、2. 区分（申込・停止）、2. 使用者番号（お客様番号）、3. 使用場所（水栓所在地）及び電話番号、4. おなまえ、5. 口座名義人及び印影、6. 金融機関名、7. 支店名、8. 金融機関コード、9. 支店コード、10. 預金種別、11. 口座番号、12. ゆうちょ銀行情報（おところ及び電話番号、おなまえ及び印影、記号、番号、払込開始年月）	
記録範囲	口座名義人及び給水契約者（かつて口座名義人及び給水契約者だったものを含む。）	
記録情報の収集方法	口座振替依頼書兼停止届の提出を通して収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団危機管理課	
	（所在地）〒540-0012　大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団水道事業部南河内地域水道センター	
	（所在地）〒583-0995　大阪府南河内郡太子町太子353番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル	
	☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	－	

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿		
個人情報ファイルの名称	給水装置工事管理ファイル（太子水道事業）	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道事業部南河内地域水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	給水装置工事の申込、設計審査の申請及び給水装置工事の設置状況を管理するため	
記録項目	●給水工事申込書関係 1. 受付番号、2. 申込日、3. 種別（新設・改造・撤去）、4. 用途（仮設・一般）、5. 建築確認の有無、6. 申込者氏名、申請地住所、印影及び電話番号、7. 指定給水装置工事事業者名、住所、電話番号、印影及び指定番号、8. 給水装置工事主任技術者名、住所、電話番号、印影及び免状番号、9. お客様番号、10. 水栓番号、11. メーター口径及び番号、12. 承認日、13. 承認連絡日、14. 開栓日、15. 竣工日、16. 道路等占用状況、17. 付近見取図、18. メーター位置図、19. 土地所有者名、住所、印影及び電話番号、20. 給水管所有者名、住所、印影及び水栓番号、21. 納付金情報、22. 水道料金納入者名、住所、印影及び電話番号 ●竣工届関係 22. 申込番号、23. 申込日、24. 工事の内容、25. 指示数（指針）、26. 検定有効期間、27. 竣工検査予定日、28. 指定給水装置工事事業者、29. 給水装置工事主任技術者名及び印影、検査結果、29. 検査日、30. 特記（検査内容）、31. 自主検査項目、32. 給水材料	
記録範囲	給水工事申込者、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者、土地所有者、給水管所有者及び水道料金納入者（かつて給水工事申込者、指定給水装置工事事業者、給水装置工事主任技術者、土地所有者、給水管所有者及び水道料金納入者だったものを含む。）	
記録情報の収集方法	給水装置工事申込書及び竣工届の提出を通して収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団危機管理課	
	（所在地）〒540-0012 大阪府中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団水道事業部南河内地域水道センター	
	（所在地）〒583-0995 大阪府南河内郡太子町太子353番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル	
	☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	—	

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿		
個人情報ファイルの名称	メーター管理台帳（太子水道事業）	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道事業部南河内地域水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	メーターの設置場所を把握し、検針及び検定期間満了に伴うメーターの取替えを行うため	
記録項目	1. 地区番号、2. 検針順番、3. 水栓番号、4. メーター番号、5. 使用者氏名、6. 住所、7. メーター位置、8. 備考	
記録範囲	給水契約者（かつて給水契約者だったものを含む。）	
記録情報の収集方法	開閉栓又は名義変更の届出を通して収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団危機管理課	
	（所在地）〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団水道事業部南河内地域水道センター	
	（所在地）〒583-0995 大阪府南河内郡太子町太子353番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	－	

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿		
個人情報ファイルの名称	水道料金等徴収事務ファイル（料金システム）（河南水道事業）	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道事業部南河内地域水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道の使用開始・中止、水道の用途や使用量、水道料金・下水道使用料の徴収、水道メーターの取替等の状況を管理し、営業業務に利用するため	
記録項目	1．使用者情報（使用者名、使用者番号、住所、電話番号、用途、業種、受付メモ）、2．口座情報（口座情報）、3．送付先情報（送付先情報）、4．水栓情報（水栓番号）、5．メーター情報（メーター番号、メーター口径）、6．下水情報（下水用途）、7．所有者情報（所有者名、住所、電話番号）、8．取替撤去（取替時水量、取付時水量、取付時指示数）、9．調定基本情報（今回指示数、前回指示数、使用水量、計算水量、水道料金、下水道使用料、減免金額、請求金額、収納金額、未収金額、収納日、収納区分）、10．調定詳細情報（督促発送日、催告発送日）、11．調定収納情報（調定総件数、未收件数、未収合計金額）、12．検針情報（検針日、指示数、使用水量）、13．給水停止情報（停水/解除日時、停水/解除時指示数、停水/解除理由）、14．還付情報（預り金情報、還付済情報）、15．充当情報（預り金情報、充当情報）、16．納付誓約（未収情報、分納誓約情報）、17．交渉記録（交渉記録）、18．使用者特記記録（特記内容）、19．水栓特記記録（特記内容）、20．名寄せ情報（名寄せ情報）、21．名寄せ送付先情報（名寄せ送付先情報）、22．受付簿（受付日、受付内容）	
記録範囲	給水契約者（かつて給水契約者だったものを含む。）	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁（河南町下水道事業）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団危機管理課	
	（所在地）〒540-0012 大阪府中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団水道事業部南河内地域水道センター	
	（所在地）〒583-0995 大阪府南河内郡太子町太子353番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	—	

個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿		
個人情報ファイルの名称	上下水道使用者管理ファイル（千早赤阪水道事業）	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水道事業部南河内地域水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道の使用開始・中止、水道の用途や使用量・下水道使用料の徴収、水道メーターの取替等の状況を管理し、営業業務に利用するため	
記録項目	1．氏名、2．住所、3電話番号、4．口座情報（口座振替対象者）	
記録範囲	給水契約（昭和63年以降でかつて給水契約者だったものを含む。）	
記録情報の収集方法	届出（開始届、名義変更届等）による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁（下水道使用料徴収事務を受託した市町村に限る。）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団危機管理課	
	（所在地）〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団水道事業部南河内地域水道センター	
	（所在地）〒583-0995 大阪府南河内郡太子町太子353番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	—	